

基本設計業務委託特記仕様書

【競技会場仮設オーバーレイ】

I 業務概要

1. 委託業務名 愛知・名古屋 2026 大会射撃競技会場仮設競技場等設計業務委託
2. 計画概要
 - (1) 競技会場 愛知県総合射撃場
 - (2) 所在地 豊田市宇連野町ウネ畑地内
3. 契約期間 契約締結日から 2024 年 10 月 18 日まで
4. 設計概要
 - 敷地面積 247,390.68 m²
 - 構造・規模 ライフル棟 鉄筋コンクリート造 2階建 約 3,600 m²
管理棟 鉄骨造 平屋建 約 400 m²
その他 SB バックストップ庇始め 2.5 棟
仮設諸室（プレハブ、テント、仮設観客席）約 2,500 m²
上記建物に係る仮設オーバーレイ基本設計一式
5. 委託の概要 愛知・名古屋 2026 大会（以下「大会」という）開催時、競技会場に必要な仮設物等の設置、既設建築物の内外部改修及び撤去・復旧に伴う基本設計を行う。
その他仮設を含む電気設備・機械設備・昇降機・外構・植栽等を含む。

II 業務仕様

基本設計業務委託特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 基本設計業務委託特記仕様書の適用
基本設計業務委託特記仕様書に記載された特記事項の中で、印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。
2. 建築士事務所の要件
建築士法第 23 条の 6 による設計等の業務に関する報告書が適切に提出されていること。
3. 管理技術者の資格要件
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士（建築士法第 22 条の 2 による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）とする。
4. 電子納品
本業務は電子納品の対象とする。
5. 設計業務
 - (1) 業務内容
一般業務は平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一 基本設計に関する標準業務及び追加業務については、次による。

項目		業務内容
1) 設計条件等の整理	i 条件整理	<p>ア 組織委員会が提示する様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。なお、業務内容には次の事項を含む。</p> <p>(ア) 大会開催時の仮設建築物の設置及び撤去・復旧に関する条件の整理を行う。</p> <p>(イ) 大会開催時の周辺道路、施設等の状況を踏まえた条件の整理を行う。</p> <p>(ウ) 大会開催時の会場全般に係る警備ガイドライン及びその条件の整理を行う。</p> <p>(エ) 定例会議等において、組織委員会関係課からヒアリングを行いその条件整理を行う。</p> <p>イ 各競技会場の現地調査を行い、各室を360°写真撮影(資機材はRICOH THETA Z1同等以上、脚立使用)の上、発注者が指定する写真管理ソフト(b-platform)に登録・整理する。</p>
	ii 設計条件の変更等の場合の協議	<p>監督員が提示する要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合は、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。</p>
2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	i 法令上の諸条件の調査	<p>建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。</p>
	ii 建築確認申請等に係る関係機関との打合わせ	<p>ア 仮設許可申請及び建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と打合せを行う。</p> <p>イ 宅地造成等規制法、消防法、電気事業法(発電機設置等)について必要な事項の打合せを行う。</p> <p>ウ 矢作川流域に競技会場がある場合は、矢作川沿岸水質保全対策協議会と打合せを行う。</p>
3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<p>敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、大会開催時に必要な設備を立案して、関係機関との打合せを行う。</p>
4) 基本設計方針の策定	i 総合検討	<p>大会開催の条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめいく考え方を総合的に検討し、その上で業務計画書、業務体制、業務工程等を立案する。</p>
	ii 基本設計方針の策定と監督員への説明	<p>総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。</p>
5) 基本設計図書等の作成		<p>ア 基本設計方針に基づき、監督員との協議の上、基本設計図書を作成する。</p> <p>イ 基本設計図書に基づきオーバーレイブック(一部英語表記版)を作成する。</p> <p>ウ 組織委員会が提供する入札説明書、要求水準書等発注資料に競技会場個別事項の条件等を記載する。</p> <p>エ 概算工程表を作成する。</p> <p>オ 透視図(パース)を作成する。</p>
6) 概算費の算出		<p>ア 基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく仮設オーバーレイ整備、撤去復旧、大会期間中の仮設物等の維持管理及び実施設計に要する費用を算出する。</p>

	イ 概算書（RIBC、積算根拠図、数量調書を含む）を作成する。
7) 基本設計内容の監督員への説明等	<p>ア 基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。</p> <p>イ 基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。</p> <p>ウ 総合定例会議、定例会議及び打合せ等の資料作成・議事録の作成を行う。</p> <p>エ 成果物の提出時期について、成果物個別の内容が纏まり次第、都度提出し、説明する。</p> <p>オ 中間報告時に、中間報告の成果を説明する。</p> <p>カ(仮称)アクセシビリティ・ガイドラインチェック表に記入し、説明する。</p>

(2) 業務の留意事項等

設計業務着手にあたり、現地確認の上、組織委員会から提示する様々な要求その他の諸条件、課題等を整理し、原則として以下のように設計を進める。

1) 総合・建築

- ア 組織委員会が提示するブロックプラン及び諸室表（以下「VAAM」という。）、等に基づき設計を進める。
- イ 仮設オーバーレイは、施設所有者等から既存施設を借り上げて整備することから、施設所有者等の影響を最小限にする。また、原則全て大会開催後に撤去・復旧することを考慮してコストを踏まえつつ計画を行う。
- ウ 大会開催後の撤去・復旧に関する計画も含めて設計を行う。
- エ 愛知・名古屋 2026 アジア競技大会（以下、「アジア大会」という）の競技会場で複数の競技を行う場合及び愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会（以下、「パラ大会」という）を予定している競技会場については、各フェーズの競技エリア（以下「FOP」という。）等の計画及び転換計画の設計を行う。
- オ 既存施設を大会用諸室として使用するための改修設計を行う。
- カ FOP 部分については、競技要件、関係法令等を確認・検討の上、配置計画や既存部分の改修等設計を行う。
- キ 別途施設所有者側で発注される既存施設の恒久改修工事等が予定されている場合には、その設計及び工事に係る各種情報について、設計に反映させる。
- ク 組織委員会が別途契約する発注者支援業務受注者、エネルギー供給検討業務受注者等から別途提示される検討結果、要求等については、監督員と協議の上、設計に反映させる。
- ケ 大会開催時の運営計画等の与条件を踏まえ機能的に運用できるよう組織委員会関係課からの要望をもとに各諸室等の詳細を決定し、基本設計図書を作成する。
- コ 観客席、関係者席（コメンタリーポジション。カメラポジション等）は競技の見易さ等を検討し計画を行う。
- サ 作成する図面の形式等については別途監督員からの指示による。なお、図面には各諸室のスペースコード（諸室名の符号）を記載する。
- シ 実施設計時に敷地調査（レベル測量を含む）が必要となる可能性を検討し、調査の有無及び調査方法を報告する。
- ス 官公庁協議結果の仮設要件に適合できるよう設計を行う。
- セ 各競技会場の設計の一貫性について留意しながら業務を遂行する。（図面フォーマット、法的検討、サービスレベルなど）
- ソ 仮設建築物許可申請等検証

- a. 仮設観客席、ユニットハウスなど建築基準法、消防法等の申請対象建築物等については法的な検証を行う。
 - b. 仮設観覧席の避難について検討等を行い、競技会場の状況により必要となった場合には、避難安全検証法等についても検討を行う。
- タ 持続可能性
- a. 大会後に廃棄する材料等が増えないようにするため、できる限りレンタル品、リース品、リユース機器等を用いた設計とする。
 - b. レンタル、再利用、リサイクル等の対象を整理する。
- チ 機能、規模、工期、周囲の環境、敷地の状況のほか、危険、災害、公害等の防止についても配慮するとともに、関係法令に準拠したものとすること。
- ツ アクセシビリティ・ガイドラインへの適合性チェック及び対策方法の検討を行う。
- テ 組織委員会のパートナー企業が決定した場合には、独占的又は優先的に同社の製品等を供給する権利を有していることを理解し、確認する。
- ト 組織委員会が提示するブロックプランに図示された観客、アスリート、スタッフ、メンテナンス業者等関係者の動線を整理し検討を行い、オーバーレイブックの配置図・平面図等に反映させる。
- 2) 構造
- ア 共通標準図の製品については組織委員会が情報提供を行う。
- イ 設置場所の特性に応じて、テント、ユニットハウス等の仮設建物、仮設観客席の構造検討及び法的検証等を行う。
- ウ 放送用や競技に必要な照明やスピーカー、スコアボード、大型映像装置、表彰用国旗掲揚ポール及び万国旗等の配置にあたり、荷重等を整理（必要に応じ計算）し、設置手法の検討を行う。
- エ その他ケーブルカムタワー、仮設照明塔等必要な工作物の構造検討を行う。
- オ 実施設計時に地質調査が必要となる可能性を検討し、調査の有無及び調査方法を報告する。
- 3) 設備
- ア 大会期間中のエネルギー消費量（電気、ガス、水道等）について、組織委員会が提示する様々な要求その他の諸条件から負荷の積み上げによる設計を行う。
- イ 既存施設の設備状況を現地確認や図面、成果品、施設管理者、電気主任技術者、組織委員会等からのヒアリングによって現状把握し、既存施設の設備を有効活用できるように設計を行う。
- ウ 仮設備の設置コスト及び運用コストを把握し、それらの費用対効果が最適となるよう設計を行う。
- エ 仮設受変電設備について、大会開催中の仮設電力を供給できるよう設計を行う。
- オ 仮設照明について、FOP、ウォームアップエリア、トレーニングエリア、放送関連諸室、観客動線等運営に必要な照明について設計を行う。
- カ 競技/放送用照明設計については、照度や配置条件など、ホスト放送局、各アジア国際競技連盟（以下「AF」という）及び組織委員会等から提示する様々な要求その他条件を設計条件として整理し、要求レベルに応じた検討及び設計を行う。
- キ 仮設発電機及び無停電電源装置でバックアップすべき負荷について、組織委員会が提示する様々な要求その他の諸条件からバックアップ回路の設計を行う。
- ク 仮設受変電設備及び仮設発電機等について、設置及びその運用に係る官公庁協議を行う。
- ケ 1) タ 持続可能性に定めるレンタル品、リース品、リユース機器等を使用する場合は、各種試験やメーカー保証等によって必要な性能を担保できるものを適用すること。
- コ 大会開催中の仮設受変電設備及び発電機等の運用について有資格者、消耗品、燃料等が必要となる場合は、それらを整理・想定し、概算費に計上すること。
- サ 大会開催時の熱負荷、仮設建築物及び競技の特性等を考慮し、FOP や観客席等の空調設備計画・設計を行う。競技要件で競技エリア内の風速や風向、室温、湿度が定められている競技があるため、組織委員会が提示する様々な要求その他の諸条件から、必要要件を満

- たす空調設備計画・設計行う。なお、既存会場は、既設空調設備の能力を調査及び整理し、機器配置やダクト経路等を計画する。
- シ 大会開催時の上下水需要や観客、関係者等の動線を考慮し、仮設トイレ等の配置や給排水経路等の検討を行い、給排水衛生設備計画・設計を行う。
- ス 競技/放送用照明や大型映像装置のほか、別途工事予定の放送設備、情報通信設備、監視カメラ設備等については、必要な設備の配置や配線経路等の検討を行う。
- セ 放送や電力などケーブル配線に必要なケーブリング（コンテインメント）、ラックや工作物（ケーブルブリッジ等）等の検討を行う。
- ソ 電力（電気設備）の設計は、別途発注するエネルギー供給検討業務受注者から提示する検討結果を整理し、設計に反映させる。

4) 工程表の作成

施設所有者の制約、調達方法など組織委員会が提示する条件を踏まえ、大会終了までの競技会場の整備及び撤去の工程を検討し、工程表（ステップ図を含む）を作成する。

5) 会場整備区分表の作成

監督員と協議の上、競技会場ごとに仮設オーバーレイ工事及び別途工事の工事内容の整理を行う。

6) 概算費用の作成

ア 中間報告時

オーバーレイブック・基本設計図に併せて数量を拾い、組織委員会の提供するフォーマット（積算マニュアル【中間報告用】）を活用して費用の概算費用を算出する。

イ 最終報告時

オーバーレイブック・基本設計図に併せて数量を拾い、組織委員会の提供するフォーマット（積算マニュアル【最終報告用】）を活用して費用を算出する。

見積徴取業者は3者以上とする。また会場特有の積算項目について費用を明確化し工事費の算出を行う。

6. 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、組織委員会が提示する設計と条件、適用基準等によって行う。
- イ 概算費の算出は、監督員の承諾を受けた基本設計図書等及び適用基準等によって行う。
- ウ 開催都市契約書、OCA 憲章及び規則、開催構想並びに開催基本計画の主旨等を十分に理解し設計業務を行う。

- 開催都市契約
(<https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/tournament/HostCityContract-AG2.pdf>)
- OCA 憲章及び規則
(<oca2019.pdf> (joc.or.jp))
- 開催構想
(<https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/overview/>)
- 開催基本計画
(https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/tournament/file94_2.pdf)

(2) 打合せ、報告及び記録

打合せ、会議及び報告は次の時期に行い、打合せ等のための資料を作成すること。また、打合せ等終了後1週間以内に打合せ記録簿を作成し発注者に提出すること。

ア 業務着手時

イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ 総合定例会議(1回/月)

- a. 受注者、組織委員会、別途発注している発注者支援業務受注者、エネルギー供給検討業務受注者及び他のオーバーレイ整備基本設計業務受注者との合同会議。

- b. 総合定例会議は、他会場の設計状況・進捗を把握すると共に問題点等を共有すること
とで設計レベルを合わせるための会議
- c. 総合定例会の司会進行及び打合せ記録簿は監督員が別途指名する。
- エ 定例会議（1回以上/月）
受注者と発注者・監督員との会議。
※総合定例会議とは別日。詳細日程は監督員と調整する。
- オ 現地調査時等に施設管理者及び施設所有者との打合せ時
- カ 組織委員会関係課との打合せ時
- キ 中間報告：2024年4月
「7. 提出物・成果物等（1）基本設計(中間報告時)」を提出・報告すること。
a. 組織委員会が提示するブロックプラン及び仮設物の共通標準図等を参考に、運営計画の進捗に合わせた配置計画等をまとめ、設計内容の中間報告を行う。
b. コストを意識し仮設物の設置を最小化したオーバーレイブック（案）及び概算費を算出する。
- ク 完了報告：2024年10月
「7. 提出物・成果物等（2）基本設計(完了報告時)」を提出・報告すること。
a. 大会開催時の運営計画の条件を踏まえ各諸室等の詳細を決定し、基本設計図書を作成する。
b. 随時見直しを行っている運営計画等の与条件に合わせて、設計図を精査する。

(3) 適用基準等

- ア 受注者は、設計業務の実施に当たっては、以下のa～dに示す基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとし、これ以外の基準等を使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。
 - イ 受注者は、適用基準等により難しい工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、予め監督員の承諾を得なければならない。
 - ウ 受注者は、設計にかかる計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。また、電子機器によって設計に係る計算を行う場合は、プログラムについて、予め監督員に報告しなければならない。
- a. 国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した次の基準等の最新版を適用する。
 - 官庁施設の基本的性能基準
 - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
 - 官庁施設の環境保全性基準
 - 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - 官庁施設の防犯に関する基準
 - ・官庁施設の津波防災診断指針
 - 建築設計基準
 - 建築設計基準の資料
 - 建築構造設計基準
 - 建築構造設計基準の資料
 - 構内舗装・排水設計基準
 - 構内舗装・排水設計基準の資料
 - 建築工事標準詳細図
 - 建築設備計画基準
 - 建築設備設計基準
 - 雨水利用・排水再利用設備計画基準
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
 - 公共建築木造工事標準仕様書

- 建築物解体工事共通仕様書
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
- 公共建築工事積算基準等資料
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準・同解説
- 公共建築設備数量積算基準・同解説
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 建築設備工事設計図書作成基準
 - ・建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引き
- 昇降機技術基準の解説

b. 愛知県が制定した次の基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

- ・営繕工事における耐震性強化指針
- 県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針
- 人にやさしい街づくり望ましい整備指針
- 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱
- 愛知県建築物環境配慮指針
- 設計基準（建築設計編）
- 公共建築工事設計書作成要領
- 公共建築工事費積算基準
- 愛知県あいくる材率先利用方針
- 愛知県電子納品運用ガイドライン
- 愛知県デジタル写真管理情報基準（案）
 - ・愛知県環境物品等調達方針
 - ・愛知県公共事業景観整備指針（案）

c. 大会組織委員会が制定した次の基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

- Aichi-Nagoya2026 アクセシビリティ・ガイドライン（仮称）（2023年11月作成予定）
- 共通ガイドライン
- 警備ガイドライン
- 設計積算マニュアル【中間報告用】【最終報告用】
- (仮) 図面作成ガイドライン

d. その他

- アジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という）、アジアパラリンピック委員会（以下「APC」という）、ホスト放送局、各国際競技連盟（以下「IF」という）、AFが制定した基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

※ 本設計業務委託では、OCA、APC、ホスト放送局、IF、AF等への説明等を受注者が直接行うことはない。説明等に伴う資料及び調整結果等は、監督員から受注者に提示する。

(4) 資料の貸与及び返却

貸与資料は、別表1のとおり。

貸与及び返却方法等は、監督員の指示による。

- (5) 愛知県産材の利用促進
材料の選定にあたっては、「県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針」に基づき、愛知県産材の利用促進を図ること。

- (6) 建設副産物対策
材料の選定にあたっては、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、建設副産物対策（発生抑制、再利用促進、適正処理の徹底、再生資材の利用促進）について検討し設計に反映させる。また、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき愛知県リサイクル資材評価制度で認定された材料の率先利用を図る。

- (7) 有害物質等の対策
関係図書や現地調査により対象施設内にアスベスト含有建材、設備機器のフロン類、PCB等環境上有害な材料が使用されていると判断された場合又は、使用されている可能性がある場合、監督員と協議の上、その処理方法について計画するものとする。

		・ ()		()
(Ⅲ) 設備	(i) 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備計画説明書 ○ 電気設備設計概要書 ○ 電灯、動力設備図 ○ 雷保護設備図 ○ 受変電設備図 ○ 電力貯蔵設備図 ○ 発電設備図 ○ 通信・情報設備図 ○ 放送設備図 ○ 火災報知設備図 ○ 中央監視制御設備図 ○ 構内線路図 ○ 概算費(RIBC、積算根拠図、数量調書含む) 	○	(R, R/0)
		・ ()		()
	(ii) 給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給排水衛生設備計画説明書 ○ 給排水衛生設備設計概要書 ○ 概算費(RIBC、積算根拠図含む) 	○	(R, R/0)
		・ ()		()
	(iii) 空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調換気設備計画説明書 ○ 空調換気設備設計概要書 ○ 概算費(RIBC、積算根拠図、数量調書含む) 	○	(R, R/0)
		・ ()		()
(iv) 消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火設備計画説明書 ○ 消火設備設計概要書 ○ 概算費(RIBC、積算根拠図、数量調書含む) 	○	(R, R/0)	
	・ ()		()	
(v) ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス設備計画説明書 ○ ガス設備設計概要書 ○ 概算費(RIBC、積算根拠図、数量調書含む) 	○	(R, R/0)	
	・ ()		()	

※成果物は、以下の使用部分毎に作成すること。

アジア大会のみで使用する部分、アジア大会・パラ大会両方で使用する部分、パラ大会のみで使用する部分

注意事項（「(1) 基本設計(中間報告時)」 「(2) 基本設計(完了報告時)」 共通)

(注1) 上記のうち・に、○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。

(注2) 詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CADデータ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。

(注3) 電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」フォルダにCADデータ(s f c形式)を格納し、適用「D/0」は「DRAWING/ORG」フォルダにCADデータ(オリジナル形式)を格納し、適用「R」は「REPORT」フォルダにPDFデータを格納し、適用「R/0」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」フォルダにオリジナルデータを格納する。適用「-」は適用外とする。また、PDFデータは、監督員と協議の上、XDWデータとすることができるものとする。

(注4) 「総合」には、設計内容の説明等に用いる資料等(簡易な透視図、日影図及び技術資料等)の作成を含むものとする。

(注5) 「計画説明」には、計画と条件の整理、敷地利用計画の整理、競技要件の整理、施設概要、配置・動線計画、工事

概要及び関係法令の整理に関する記載を含む。

(注6) 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

(注7) 「標準様式」は、組織委員会が提供する。

(注8) オーバーレイブックは、競技ごとに作成し、下記内容とする。

図面の種類	電子納品
○ 目次	(D, D/O)
○ CAD設定 (凡例)	(D, D/O)
○ クラスターマップ	(D, D/O)
○ 敷地案内図	(D, D/O)
○ 配置図 (全体)	(D, D/O)
○ 配置図 (分割図、部分拡大図)	(D, D/O)
○ 平面図 (各階)	(D, D/O)
○ 平面図 (各階部分拡大図)	(D, D/O)
○ FOP (競技エリア) 平面図	(D, D/O)
○ Mixed Zone平面図	(D, D/O)
○ 断面図 (全体)	(D, D/O)
○ 断面図 (部分拡大図)	(D, D/O)
○ 断面図 (サイトライン確認図)	(D, D/O)
○ 工程表	(R, R/O)

注意事項

(注1) 「配置図」及び「平面図」には、観客・アスリート・スタッフ・放送・プレス業者等関係者動線を記載する。なお、このほかの記載内容及び記載方法については、別途監督員の指示による。

(注2) (2) の成果物及びMicrosoft PowerPoint データを作成し提出する。

(3) 成果物の納入場所及び部数

納入場所：会場整備課

部 数：紙媒体（A3版二つ折りに製本）5部、その他検討資料1部、
電子納品用媒体（CD-R等）2部

(4) 成果物の扱いについて

成果物については、大会の円滑な執行を目的に、関係者（コンサルタント業者や当該施設に係る工事の請負者等）に貸与し、当該大会における業務に使用することがある。

(5) 成果物引渡後の設計協力

成果物引渡後、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて成果物の修補を行うものとする。

8. 電子納品について

(1) 電子納品の対象とする成果物の作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づくこととする。

(2) 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

(3) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議の上、発注者の指示に従うこと。

9. その他

(1) 受注者は、監督員から指示のない限り、工事完了後3年間、設計及び積算の資料等を保存する。

(2) 妨害又は、不当要求に対する届け出義務

ア 受注者は、業務の履行に当たって、暴力団又は防汚力団員等からの妨害（不法な行為等で、

業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、またその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものという。)を受けた場合は、監督員に報告し、警察への被害届を提出しなければならない。

イ 受注者が前述に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進

ア 受注者は、業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)、愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)及び名古屋市障害のある人もない人もともに生きるための障害差別解消推進条例(平成30年名古屋市条例第61号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定。)以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

上記で規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

イ 前述に定めるもののほか、受注者は、業務を履行するに当たり、業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うように努めなければならない。

ウ ア、イの規定は、再委託を受けた事業者について、準用する。

別表1 (貸与品リスト)

貸与図書	内容
既設設計図書	建築、電気設備、機械設備、昇降機、測量図等 ※CAD データ(配置図、平面図、立面図、断面図、)
エネルギー供給検討業務の検討結果	競技会場におけるエネルギー供給方法の検討結果
スペースコード	諸室名の符号
共通標準図	配置する仮設物の標準図 (CAD データ含む)
共通ガイドライン Vol.1	競技会場の施設計画に係る共通要件
設計積算マニュアル【中間報告用】	—
設計積算マニュアル【最終報告用】	—
図面作成ガイドライン	—
警備ガイドライン	—
(仮称) アクセシビリティ・ガイドラインチェック表	(データ含む)

Ⅲ 用語の定義

用語	定義
仮設オーバーレイ	既存会場・新設会場に追加される、又は完全に仮設の競技会場で実施される大会に必要な仮設物等（仮設観客席、仮設建築物、付属する設備等）及び既設建築物の内外部改修をいう。
オーバーレイブック	各競技会場について各ステークホルダー別に領域、動線を色分けして示した図面等。 既存建物及び仮設オーバーレイに必要な仮設物等の配置等も記載した配置図、平面図、他サイトラインを検証する主要断面図も含む設計図書。
ブロックプラン	オーバーレイブロックプラン 大会運営計画において主要な機能を配置した会場図面（オーバーレイブックの原型）
諸室表	VAAM (Venue Area Allocation Matrix) 。会場ごとの大会開催時に必要な機能、規格、区域の配置を整理した諸室の一覧表。
OCA	Olympic Council of Asia の略称。 アジア・オリンピック評議会
APC	Asian Paralympic Committee の略称。 アジアパラリンピック委員会。
IF	International (Sports) Federation の略称。 各国際競技連盟。
AF	Asian (Sports) Federation の略称。 各アジア国際競技連盟。
FOP	Field Of Play の略称。 競技エリア。